第百十九条第１項第六号を次のように改める。

六　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち前号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であってイに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009

別添四十一Ⅱ２・13・中「独立行政法人交通安全環境研究所」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

別添四十一Ⅰ別紙６―１の表２及び同別添Ⅰ別紙６―２の表２中「第41条第１項第３号イ表(1)」を「第41条第１項第３号表イ」に、「第41条第１項第３号イ表(2)、(3)及び(4)」を「第41条第１項第３号表ロ、ハ及びニ」に改め、同別添Ⅱ２・３・中「電気式ハイブリッド電気自動車」を「電気式ハイブリッド自動車」に改め、同別添Ⅱ２・３・３・中「電気式プラグインハイブリッド自動車」を「電気式ハイブリッド自動車」に改め、同別添Ⅱ２・３・５・中「(電気式プラグインハイブリッド自動車を除く。)」を削り、同別添Ⅱ２・３・７・及び２・３・９・中「電気式ハイブリッド電気自動車」を「電気式ハイブリッド自動車」に改め、同別添Ⅱ別紙２の３・４・(a)中「3.3.」を「3.2.1.」に改め、同別添Ⅱ別紙４の４・１・１・１・１・中「５秒超の時間」を「５秒間」に改め、同別紙４・３・２・５・４・の式を次のように改める。

$$m_e\left(\frac{dv}{dt}\right)=A_m+B_m v+C_m v^2+\left(\frac{1}{2}\right)\times\rho\times A_f\times v_r^2\ (a_0+a_1Y+a_2Y^2+a_3Y^3+a_4Y^4)\ +\left(m\times g\times\frac{dh}{ds}\right)$$

別添四十一Ⅱ別紙４の４・３・２・６・２・中「$\left(\frac{dv}{dt}\right)$」を「$\left(\frac{dh}{ds}\right)$、$\left(\frac{dv}{dt}\right)$」に改め、同別紙４・５・５・２・２・中「ホイールトルクメータ法」を「ホイールトルク法」に改め、同別紙４・７・４・１・２・中「4.7.4.12.3.」を「4.7.4.1.2.3.」に改め、同別紙４・７・６・１・の式を次のように改める。

$$F_{Dj}=(f_j-K_1)\times(1+K_0\ (T-293))$$

別添四十一Ⅱ別紙４の６・２・３・３・の式中「(b_i-b_l)」を「(b_i-b_s)」に改め、同別添Ⅱ別紙５の３・１・１・３・中「希釈空気の希釈排出ガス」を「希釈空気の混合気体」に改め、同別紙３・３・１・の次に次のように加える。

3.3.1.1.　接続管の始点は排気管の出口とし、終点はサンプリング位置又は排出ガス等の希釈が開始される位置とする。複数の排気管を有する場合、全ての排気管が組み合わされた最後の接合部を接続管の始点とする。

別添四十一Ⅱ別紙５の３・３・１・３・(a)中「断熱措置が講じられているものにあっては、断熱材は、厚さが25mm以上であり、673Kにおける熱伝導率が0.1W／mK以下であること。」を「断熱措置は、厚さが25mm以上であり673Kにおける熱伝導率が0.1W／mK以下である断熱材を用いるか、若しくは管を露点よりも高い温度又は70℃以上に加熱することにより行うものとする。」に改め、同別紙３・３・２・１・中「可能な限り」を削り、「配置すること」を「配置することが望ましい」に改め、同別紙４・１・３・１・中「装置」の下に「(加熱水素炎イオン化形分析計)」を加え、同別紙４・２・２・３・中「とともに」を「ことが望ましい。また」に改め、同別紙５・１・を次のように改める。

5.1.　校正は、表３から表５に掲げる事項ごとに、それぞれの間隔及び基準で行うこと。

表３　機器校正

項目	間隔	基準
ガス分析計の直線化	６ヶ月に１回	読み値の±２％
中間スパン	６ヶ月に１回	±２％
CO NDIR：CO_2/H_2O干渉	月１回	－１から３％
NOxコンバータ検査	月１回	＞95％
CH_4カッター検査	年１回	エタンの98％
FID CH_4応答	年１回	5.4.3.による
FID　空気／燃料流量	大規模メンテナンス後	機器製作者の指定する基準
NO/NO_2 NDUV：H_2O, HC干渉	大規模メンテナンス後	機器製作者の指定する基準
秤量天秤の線形性	年１回又は大規模メンテナンス後	4.2.2.2.による

表４　CVSの校正

項目	間隔	基準
CVS流量	オーバーホール後	±２％
希釈流量	年１回	±２％
温度センサ	年１回	±１K
圧力センサ	年１回	±0.4kPa
CVS装置検定	週１回	±２％